

議案第 28 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例について

四万十町基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 3 月 11 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町基金条例の一部を改正する条例

四万十町基金条例（平成18年四万十町条例第50号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項の表に次のように加える。

(19) 四万十町立特別養護 老人ホーム窪川荘基金	町立特別養護老人ホーム の運営上必要な財政調整 を図る。	基金指定寄附金及び特 別養護老人ホーム特別 会計決算剰余金を含め 町長が定める額
(20) 四万十町立特別養護 老人ホーム四万十荘基金		

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。